

三里塚小学校「いじめ防止基本方針」令和4年度

学校HPにも掲載しております。

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものです。本校では、平成25年に制定された「いじめ対策推進法」や「北海道いじめの防止等に関する条例」「札幌市いじめ防止等のための基本方針」等を基に、『いじめ防止基本方針』を策定（令和3

年度改訂）いたしました。この基本方針を参考に、「いじめ」について学校、児童、保護者、地域が共通の認識に立って、すべての子どもが幸せに生活できる社会を形成していきたいと強く願っております。ぜひ、ご理解とご協力をお願いいたします。

いじめは、子どもの権利を著しく侵害し、心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、絶対許されない行為

いじめに対する校内体制⇒子どもの心と気持ちを知る

★いじめや悩みに関するアンケート調査（年2回）を活用して子どもの声に耳を傾ける

- （1）「だれが、どんな悩みをかかえているのか」について状況を把握し「どんな指導やアプローチが必要なのか」という視点について教職員で共有する場を設ける。 ※心の居場所部会・学びの支援全体会 等
 - （2）アンケート調査後に行う児童面談、保護者懇談と連動させ、効果的な教育相談を実施することで保護者との連携を強めていく。
（調査 6 月⇒対話旬間⇒個人懇談 個人懇談⇒調査11月⇒対話旬間）
※スクールカウンセラーの啓発と活用（保護者、児童との面談）
- ★いじめを見逃さないための連携体制の確立と見守る目の充実に向けて
- （1）担任一人で抱え込まず、事実をスピーディに伝達し共有し合う。
※担任→学年・副担任→教頭→「いじめ防止対策委員会」校長→全体へ（職員会議など）
 - （2）複数の目で、あらゆる場面で、いじめの兆候を発見する。
※担任外（補欠授業、専科指導）、養護教諭、学びのサポーター、スクールカウンセラー（授業観察、児童・保護者との面談）
 - （3）学級内における人間関係にとどまらず、他学年とかがかわる「縦割り活動」「委員会」「クラブ」での様子、ミニ児童会館での過ごし方、放課後の遊び、他校とのかかわり（少年団活動、習いごと、地域行事）等、あらゆる集団における人間関係の把握に努める。
 - （4）登校時の見守りや下校時パトロールを活用し、いじめに関わる情報を随時提供してもらえるように家庭や地域に働きかける。

★いじめのサイン発見のために

登校指導や朝の健康観察、欠席時の連絡（※欠席の理由、回数等）授業の様子（取組や作品）、休み時間の様子（遊びや人間関係）、放課後の様子等、注意深く観察し、些細な変化を見逃さず、声かけや指導を行っている。定期的に心の居場所部会や職員集会等で情報を共有していく。

★いじめ対策の組織について

- （1）「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応について日常的に情報を共有し、指導方法・対応等を協議・決定する。
- （2）組織としての対応の基本姿勢として、「報告・連絡・相談」「早く・細やかに・会って話す」をモットーにチームとして対応していく。

【いじめの解消】

- （1）いじめに係る行為が止んでいること
被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。
- （2）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により苦痛を感じていないと認められること。

いじめに対する基本姿勢 「いじめは絶対許さない」

子どもの命と人権を守る

いじめの未然防止

みんなで、いじめを許さない学校風土づくりを

- いじめは、どの学校にも、どの子にも起こりうるものである。
- いじめが発生する背景には「いじめを許す」あるいは「いじめを誘発する」雰囲気がある場合もある。
- いじめられている子どもは、先生や親ではなく、友だちにこそ、いじめをわかってほしい、やめてほしいと強く願っている。
- いじめは当事者だけの問題ではなく、一人一人に自分自身の問題として捉えさせ、いじめられている子どもの立場に立って考えられる想像力や共感力を育むとともに、いじめを許さない温かな人間関係づくりがいじめの未然防止につながる。
- あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を大切にすることなど豊かな人間性を育み、いじめが発生しない学校風土づくりに努めるとともに、子どもたちの些細な変化も見逃さない努力を続けていく。

いじめの早期発見

- 「悩みやいじめに関するアンケート調査」の実施
- スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の構築
- 教職員による日常的な児童理解と情報共有
- 保護者・地域の教育力の活用



いじめへの対応

いじめの指導に際して

- いじめを受けた心の痛みや苦しみを共感させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりすることはいじめと同じであることを理解させる。
- 「いじめやいじわるは、許されない行為である」という意識を高め、いじめた子も含めて、みんなでいじめをなくすために行動できるように指導する。
- 多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わることを踏まえ、対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童の感じる被害性に着目して対応する。

- 【基本的な考え方】
- いじめを受けた子どもにも何らかの原因がある又は責任があるという考え方はあってはならない。いじめの未然防止に努めるとともに、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
 - 望ましい人間関係を自ら構築していく力を育むとともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解消し、人間関係を修復していく力を身に付ける。そして、安心して学習活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりとって主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において自立し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育む。

未然防止に向けて⇒子どもの心を育てる教育活動

★温かな人間関係の構築

- （1）豊かな心の育成
学年に応じたやさしさ、思いやり、友情、協力等の道徳的価値を育む道徳教育を充実する。 ※『ハートフル（命の大切さを見つめ直す）月間』
- （2）「学び合い」を重視した授業の推進
毎日の授業が落ち着いた雰囲気の中で、一人一人が安心して学習に取り組めるよう互いの存在を認め合う話し方や聴き方等、学習規律を整える。
- （3）共に助け合い、支え合う集団づくり
子どもが主体的に参加し協力しあって物事を成し遂げる喜びを体験させ、互いを認め合い、尊重し合う共感的人間関係や協力するすばらしさ（連帯感）、自己肯定感、自己有用感を育む。
- （4）言語活動の充実
校内における言語環境を整備し、心が通い合うあいさつの取組や正しい言葉遣いの指導を行う。好意に満ちた言葉がけ（ふわふわ言葉の励行など）

★子どもの権利⇒子ども主体のいじめ防止に向けた活動の推進
道徳教育などを通して、子ども一人一人がいじめの問題について考え、全員が意見を述べ合ったり、児童会や委員会を通して主体的に「いじめをなくす活動」等に取り組んだりする。

★子どもを見守るネットワークの構築⇒地域保護者への情報発信と啓発
（1）「学校説明会」「学校だより」「ホームページ」「学級懇談」「PTA研修会」等、あらゆる機会を通していじめ防止に向けての情報を発信する。
（2）日常的に保護者や地域と連携を図り、家庭や地域における子どもの状況（学校以外での過ごし方、大人の接し方や言葉がけ等）について話題にし、日々の教育活動に生かしていく。

★いじめに対する措置について

- （1）正確な事実確認を行うとともに、校長・教頭へ報告する。
- （2）「いじめ防止対策委員会」を通して、指導・支援などの対応の仕方を決定する。※市教委や関係機関との連携
- （3）いじめられている子に対する心のケア、安全の確保を行うとともに、いじめている子に対する指導を行う。
- （4）保護者と会って、事実関係をすみやかに伝えとともに、再発防止に向けての協力を要請する。
- （5）児童や保護者の了承のもと、いじめにかかわる児童への指導と再発防止のための指導を行う。